

「技術管理強化のための官民対話スキーム」に関するQ&A

目次

1. 報告対象について

- 1-1: リスト規制技術の提供についても報告対象に含まれるのでしょうか。
- 1-2: 全ての国に対する技術提供が報告対象に含まれるのでしょうか。
- 1-3: 既に公になっている情報（告示で指定する重要管理対象技術）を海外の提携先に提供する行為は報告対象に含まれるのでしょうか。
- 1-4: どのような行為が報告の対象となるのでしょうか。外国法人への出資や製造委託に限定されるのでしょうか。
- 1-5: 告示の施行前に実施された技術提供についても報告対象に含まれるのでしょうか。
- 1-6: 重要管理対象技術を用いて製造された製品を輸出する場合も報告対象に含まれるのでしょうか。
- 1-7: 製品輸出先での検査や品質保証のための技術提供も報告対象に含まれるのでしょうか。
- 1-8: 「使用」の技術を提供する取引は、報告対象に含まれるのでしょうか。
- 1-9: 告示に掲げる品目の製造に用いる設備の設計・製造に係る技術を提供する取引は、報告対象に含まれるのでしょうか。
- 1-10: 告示第1号口の「おそれが少ないことが明らかなき」は、どのような場合でしょうか。
- 1-11: 大学での共同研究における技術提供についても報告対象に含まれるのでしょうか。
- 1-12: 100%出資する海外の子会社に技術提供を行う場合も報告対象に含まれるのでしょうか。
- 1-13: ライセンス供与は、報告対象に含まれるのでしょうか。
- 1-14: 軽微な仕様変更のために、技術仕様書や製造工程書を提供する場合も報告対象に含まれるのでしょうか。

2. 個別の技術について

- 2-1: 「積層セラミックコンデンサ」はどのような定義ですか。
- 2-2: 「弾性表面波フィルタ又はバルク弾性波フィルタ」はどのような定義ですか。
- 2-3: 「プリカーサー」はどのような定義ですか。
- 2-4: 「レジスト」には樹脂やソルダーレジストを含むのでしょうか。
- 2-5: 「スチレンブタジエンゴム」はどのような定義ですか。
- 2-6: 本措置における報告の対象となる「スチレンブタジエンゴム」については、ゴムの性質を有しているものに限られますか。
- 2-7: スチレン及びブタジエンの誘導体、あるいはその他のモノマーを含んだ「スチレンブタジエンゴム」も報告対象に含まれるのでしょうか。

3. 運用について

- 3-1: 契約締結日の何日前までに報告を行えばよいのでしょうか。

- 3-2 : 契約の細部が固まっていない段階で事前相談を行い、情報が固まった段階で正式に事前報告を実施することは可能でしょうか。
- 3-3 : 官民対話で経済産業省側からはどのような情報提供が行われるのでしょうか。
- 3-4 : 事前報告後に、報告時点で予定されていた契約内容に変更が生じた場合、再度の事前報告が必要でしょうか。
- 3-5 : 許可申請を求めるインフォームを行わない場合、何らかの連絡をもらえるのでしょうか。
- 3-6 : 報告を忘れてしまった場合、どうなりますか。
- 3-7 : 本制度の導入に伴い、輸出管理内部規程（CP）を変更する必要はあるのでしょうか。

1. 報告対象について

1-1：リスト規制技術の提供についても報告対象に含まれるのでしょうか。

- リスト規制技術の提供については、別途許可申請の対象となっており、本措置における報告の対象外となっています。

1-2：全ての国に対する技術提供が報告対象に含まれるのでしょうか。

- 輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域以外の外国への技術提供が報告対象となります。

1-3：既に公になっている情報（告示で指定する重要管理対象技術）を海外の提携先に提供する行為は報告対象に含まれるのでしょうか。

- 既に公になっている技術を提供する取引は、報告の対象外となっています。
- これを含め、告示第一号イに規定するとおり、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項各号（第七号及び第八号を除く。）のいずれかに該当する取引は、報告の対象外となります。

1-4：どのような行為が報告の対象となるのでしょうか。外国法人への出資や製造委託に限定されるのでしょうか。

- 告示第二号イ～へに掲げる設計・製造に係る技術の提供が報告の対象となります。
- この様な技術の提供は、海外子会社や現地合弁会社の設立、出資に伴うケースや、海外企業に対する製造委託に伴って行われるケースが多いと想定されますが、取引の形態は様々であり、必ずしもこれらに限定されるものではありません。

1-5：告示の施行前に実施された技術提供についても報告対象に含まれるのでしょうか。

- 本告示の施行前に完了した技術提供について、遡及的に報告の対象とはなりません。
- ただし、例えば追加的に新製品の図面や製法に関する情報を提供するなど、施行前には提供されていなかった新しい技術を提供する場合には、報告の対象となります。

1-6：重要管理対象技術を用いて製造された製品を輸出する場合も報告対象に含まれるのでしょうか。

- 報告の対象は、技術提供に係る取引であり、貨物の輸出は本措置の報告の対象にはなりません。

1-7：製品輸出先での検査や品質保証のための技術提供も報告対象に含まれるのでしょうか。

- 専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引については、報告の対象外となっています。

1-8：「使用」の技術を提供する取引は、報告対象に含まれるのでしょうか。

- 報告の対象は、該当する設計又は製造に係る技術であり、使用に係る技術は、報告の対象には含まれません。
- 「使用」の用語解釈については役務通達（外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

(平成4年12月21日付け4貿局第492号)の1(3)の「用語の解釈」をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

1-9：告示に掲げる品目の製造に用いる設備の設計・製造に係る技術を提供する取引は、報告対象に含まれるのでしょうか。

- 製造設備の設計・製造に係る技術を提供することに伴い、告示に掲げる品目の設計・製造技術を提供することがないのであれば、報告の対象外となります。

1-10：告示第1号口の「おそれが少ないことが明らかなき」は、どのような場合でしょうか。

- これまでの事例から、以下のようなケースは「おそれが少ないことが明らかなき」と考えております。引き続き、一般化できる事例については、本Q&A等により、周知してまいります。
 - 告示に掲げる品目の輸出に伴い、仕向地となる国又は地域の法令に基づき義務付けられている技術情報の提供であって、当該義務が他の国又は地域においても一般的なものである場合
 - 工場見学の受け入れ等であって、その内容が特定の事業者に限定するものではなく、求めに応じて不特定の取引先等に対し一般的に実施しているものである場合
 - 営業活動の一環として行う製品情報等の提供であって、その内容が特定の事業者に限定するものではなく、求めに応じて不特定の取引先等に対し一般的に提供する内容である場合

1-11：大学での共同研究における技術提供についても報告対象に含まれるのでしょうか。

- 本措置における報告の対象となるのは、重要管理対象技術である設計・製造技術を提供する行為です。共同研究という行為そのものは報告対象となりませんが、その中で設計・製造技術の提供が行われる場合は、当該行為は対象となります。一方、設計・製造技術の提供が行われない場合は、対象とはなりません。
- なお、本措置の対象については、企業であるか、大学・研究機関であるかなど、主体の類型に関わらず、どのような技術提供を行うかにより判断するものであり、これは通常の外為法の運用と同様です。

1-12：100%出資する海外の子会社に技術提供を行う場合も報告対象に含まれるのでしょうか。

- 技術の提供先が100%子会社であるか現地合弁会社であるかに関わらず、報告の対象となり得ます。

1-13：ライセンス供与は、報告対象に含まれるのでしょうか。

- 公開されている特許についてライセンスを供与する行為は報告対象とはなりません。当該行為に伴い、公知ではないノウハウの提供や技術指導等を行う場合は、報告の対象となり得ます。

1-14：軽微な仕様変更のために、技術仕様書や製造工程書を提供する場合も報告対象に含まれるのでしょうか。

- 軽微な仕様変更が何を指すか明確ではないため、一概にお答えすることは困難です。例えば、性能向上のために追加的に技術提供が行われるような場合は、事業者側で軽微と認識していても、報告が必要になる可能性があります。
- 予め、今後のバージョンアップが想定される場合には、当該計画も含めて報告いただくことで、再度の報告が不要となる可能性もあります。

2. 個別の技術について

2-1：「積層セラミックコンデンサ」はどのような定義ですか。

- 本告示における「積層セラミックコンデンサ」とは、セラミックを誘電体として、誘電体層と電極層を多層に重ねたコンデンサを指します。

2-2：「弾性表面波フィルタ又はバルク弾性波フィルタ」はどのような定義ですか。

- 本告示における「弾性表面波フィルタ又はバルク弾性波フィルタ」とは、特定の周波数帯域の電気信号を取り出す素子であって、それぞれ弾性表面波とバルク弾性波を利用しているものを指します。

2-3：「プリカーサー」はどのような定義ですか。

- 本告示における「プリカーサー」とは、ある物質が生成する前の段階の物質のことを指します。

2-4：「レジスト」には樹脂やソルダーレジストを含むのでしょうか。

- リスト規制における「レジスト」については、輸出貿易管理令の運用通達に記載のとおり「半導体製造用のレジスト（ソルダーレジストを除く。）であって、レジスト材である樹脂（ベースポリマー）を含む。」と定義しています。
- 他方、本措置においては、制度の趣旨等を踏まえ、レジスト材である樹脂（ベースポリマー）やソルダーレジストについては、報告は不要です。

2-5：「スチレンブタジエンゴム」はどのような定義ですか。

- 本告示における「スチレンブタジエンゴム」とは、スチレンと1,3-ブタジエンの共重合体を指します。

2-6：本措置における報告の対象となる「スチレンブタジエンゴム」については、ゴムの性質を有しているものに限られますか。

- ゴムの性質を有するか否かに関わらず、リチウムイオン電池の材料として使用されるバインダーの材料又はバインダーそのものとして使用される場合は、報告の対象となります。

2-7：スチレン及びブタジエンの誘導体、あるいはその他のモノマーを含んだ「スチレンブタジエンゴム」も報告対象に含まれるのでしょうか。

- 誘導体やその他のモノマーが含まれている場合も、リチウムイオン電池の材料として使用されるバインダーの材料又はバインダーそのものとして使用される場合は、報告の対象となります。

3. 運用について

3-1：契約締結日の何日前までに報告を行えばよいでしょうか。

- 契約締結日の何日前との定めはありませんが、経済産業省としては、許可申請を求めるインフォームの要否についての判断を原則30日以内に行うことを想定しています。ただし、内容によっては更なる時間を要する場合もあるため、可能な限り早期にご相談をいただくことを推奨しております。
- 具体的には、初期の計画検討段階からご相談いただくことで、計画が具体化し、正式な報告をいただくタイミングでは、既にインフォームの要否判断を完了できていることも想定されます。ビジネスを円滑に進める上でも、早期にご相談いただくことが有効と考えております。

3-2：契約の細部が固まっていない段階で事前相談を行い、情報が固まった段階で正式に事前報告を実施することは可能でしょうか。

- 可能です。官民で対話の時間を十分に確保し、事業者のビジネスを円滑に進めることも出来ることから、経済産業省としては早い段階で相談いただくことを推奨しております。

3-3：官民対話で経済産業省側からはどのような情報提供が行われるのでしょうか。

- 個別のケースに応じて異なりますが、取引先企業に関する懸念情報、他企業における技術流出や対策の事例、当該技術を巡る国際的な安全保障上の懸念動向などの情報提供を想定しています。

3-4：事前報告後に、報告時点で予定されていた契約内容に変更が生じた場合、再度の事前報告が必要でしょうか。

- 変更内容によります。対話の中で再度の報告の必要性についてご相談ください。

3-5：許可申請を求めるインフォームを行わない場合、何らかの連絡をもらえるのでしょうか。

- 官民対話の中で、事業者に対して適切にお伝えしてまいります。

3-6：報告を忘れてしまった場合、どうなりますか。

- 報告漏れに対しては、外為法に基づく指導及び助言等を行う場合があります。
- これを経てもなお、改善の意思が見られないなど、悪質と判断される場合には、罰則の対象となる場合があります。

3-7：本制度の導入に伴い、輸出管理内部規程（CP）を変更する必要があるのでしょうか。

- 本制度の導入に伴い、各事業者に対し、従来の輸出管理内部規程（CP）を変更することは要請していません。

- ただし、自主的に本制度の導入を踏まえたCPの内容変更を行うことは妨げません。変更を行った場合には、内容変更の届出を実施してください。